

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるように、地域の皆様の活動を支援していきます。

具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 「誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」を目標に地域共生社会の実現に向けて、子どもと高齢者の交流等に引き続き取り組んでいきます。
- 2 当地域ケアプラザは担当エリアの端に位置しており、神奈川地区や浦島丘地区などの高齢者や障害者は来館が困難な状況です。また当地域ケアプラザ周辺の徒歩圏内にお住いの高齢者や障害者も多数の踏切や坂道があり、当地域ケアプラザから足が遠のきがちです。このような地域状況から、出張相談や出前講座を積極的に実施し、相談や情報提供の機会の確保に取り組んでいきます。また、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ等、既存の団体と協働して様々なネットワークを構築していきます。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。相談には真摯に向かい合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障害分野の地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報提供します。
- 5 サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め連携して、支援が行き届くようにします。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

新子安地域ケアプラザの担当エリアは海に沿い4kmの横長となっています。エリアには幹線道路（国道1号線や国道15号線）や鉄道（JRや京浜急行）が地域を分断するように並行して

走っており、交通の利便性がよい反面、幹線道路や踏切、歩道橋などを渡らなければならず、地域住民等にとってはバリアーとなっています。

国道1号線はバスの往来も多く、高齢者はバスを使って横浜や鶴見に出かける状況がみられます。エリアには7駅（京急新子安・子安・神奈川新町・東神奈川とJR新子安・東神奈川）があり、通勤・通学への利便性から転入者も多いですが、企業が多いことから転勤に伴う横浜市外への転出が多いことが地区概況データからも分かります。転入と転出の割合が高く人の入れ替わりが大きくなっているのが特徴です。

JRの線路を境に海側は平坦な地形です。商業施設や福祉施設は少なく、埋立地には企業や工場などが多く建ち並んでいます。線路を挟んで山側の浦島丘と子安台は勾配もあり坂道が多くなっています。

担当エリアは5地区（神奈川地区・浦島丘地区・子安通一丁目地区・入江地区・新子安地区）あり、高齢化率は17.41%ですが、なかでも神奈川地区の神奈川一丁目は36.11%、亀住町は27.62%、新子安地区の子安台一丁目で28.84%と高くなっています。

一方で、駅前再開発により新興の高層住宅に若年世帯の人口流入もあり、乳幼児が多くなっています。マンションが多い新子安地区と神奈川地区は0～14歳の人口比率が14%と高くなっています。



東日本大震災後、海側のエリアでは津波警戒、住宅密集地では火災予防と防災・減災に対する意識が高くなっています。

2 地域の魅力

この地域の魅力は歴史のある東海道五十三次の一つ神奈川宿があった場所で、神奈川宿歴史の道もあり、寺社や歴史的な名所も多くなっています。海沿いの浜通りでは、古くから漁業が行われ、江戸時代には幕府お抱えの漁場として栄え、現在は屋形船や釣り船、アナゴ漁が有名です。レトロな街並みであることからドラマの撮影地や、写真家が訪れる町となっています。大型マンションの建設などもあり、若い世代も増えていて活気にあふれています。

3 地域の課題

- (1) 幹線道路や線路で地域が分断されており、歩道橋や踏切はあるものの地域の方々にとっては周遊性の支障になっています。また、新子安地区の海側には公園がなく、幹線道路沿いとなっているため、子ども達が安心して遊べるところが少なく、また子安通一丁目地区は幹線道路と踏切を渡らないと公共施設や商業施設がないという課題があります。
- (2) マンションが増加している地域では、オートロックの問題や自治会町内会未加入により、要援護者の把握ができないなどの課題があります。マンション管理会社と地域が協力して孤立死の予防や見守りネットワークの構築を行う必要があります。
- (3) 担当エリアでは、子育て、高齢者、障害者など幅広い層への支援が必要であるとともに、

住民同士のつながりや、顔がみえる関係づくりが求められています。また、マンションが多い地域では、新旧住民の交流がないことも大きな課題となっています。

- (4) 地域ケアプラザが担当エリアの東の端に位置しており、神奈川地区や浦島丘地区などからは距離があります。また、地域ケアプラザまで徒歩圏内にお住いの方でも、線路や幹線道路を越えることが負担になっており、地域ケアプラザへの足が遠のきがちな状況です。
- (5) 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会役員、自治会町内会役員などの担い手確保が難しく、複数の役を兼ねている実態があります。
- (6) 単身者用マンションも多く、外国籍の住民(中国、ベトナム、ネパール)が増加していますが、地域との関わりが少なく、ゴミ出しの問題等もあり、異文化交流が求められています。

4 具体的な取組

(1) 出張講座、出張相談の実施

地域ケアプラザの立地や担当エリアの周辺状況から、地域の方々が地域ケアプラザを利用しにくい現状があるため、次のように地域の中で事業等を行うことにより、「身近な相談者」の役割を果たします。

- ア 浦島丘地区では2ヶ月に1回、茶話会を行い、定期的に自治会町内会や民生委員と情報交換や同行訪問を行います。
- イ 地域ケアプラザから離れた地区である神奈川地区では、神奈川地区センターと連携を図り、出張講座を行います。
- ウ 地域の集いの場で、支援者や参加者から地域のニーズを聞き取っています。また、集いの場の継続や安定した運営を目指して、集いの場支援者同士の交流の場や研修会などを開催していきます。

(2) 地域団体との連携

- ア 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、保健活動推進員会等とボランティア団体などが共に連携して、相互理解を図り、情報を共有することにより、誰もが住みやすい町づくりを進めていきます。また、外国籍の住民も増えていることから地域とのつながりを進めていきます。
- イ 福祉保健の拠点として、地域の方々と共に「つながりの大切さ」「地域での見守りのネットワーク」を幾重にもひろげていけるよう、支援を行っていきます。
- ウ 障害の部門では、自主事業である「パラダイス、パラダイス NEXT」を通して神奈川区社会福祉協議会、当事者家族、と繋がりを継続していきます。また担当エリア内にある事業所と共に事業を展開するなどして啓発事業にも取り組んでいきます。

(3) 住みやすい町づくり

- ア 幹線道路や線路など危険な箇所が多いため、地域の方々がお互いに助けあえるよう、地域の見守りの促進やネットワークづくりを支援していきます。



- イ 地域の方々が課題や問題を一人で抱え込まない・悩まない環境づくりを関係機関と連携して行っています。
- ウ 子どもを通して養育者と地域が繋がれるように、新子安地区では年に2回、「こどもみらい会議」を開催し、多世代交流を目的とした話し合いや、地域の公園に子ども達と、高齢者が一緒に花を植え、花を育て、環境美化を図る「フラワープロジェクト」を行い、異世代交流を図っており、引き続き進めていきます。
- エ 地域と企業と地域ケアプラザとで合同の防災訓練を実施しています。また、災害時だけではなく、平時の見守り機能を活かせる関係を築いていきます。
- オ 地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、神奈川区と協定を結んでいます。協会では事業継続計画（BCP）を策定し、大規模災害発生時も要援護者を支援していきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 神奈川区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画推進会議や協議体、各種連絡会などを通して、連携します。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っていきます。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携し、成年後見サポートネットに2ヶ月に1回出席し、意見交換や情報提供、情報交換を図っていきます。
- (4) 月1回、神奈川区役所高齢・障害支援課担当職員と神奈川区社会福祉協議会職員との個別ケースカンファレンスにおいて、「あんしんセンター」担当職員と情報共有を図っていきます。
- (5) 地域行事等の情報を相互に連絡をし、連携を図ります。

2 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしていきます。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等に接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し、信頼を高めます。
- (3) 認知症の人が適切な医療機関につながるよう、認知症初期集中支援チームの一員として、神奈川診療所と連携していきます。
- (4) 神奈川区在宅医療連携拠点の主催する多職種連携会議や、神奈川区医師会が主催する緩和医療研究会定例勉強会に参加し、医療との連携を図ります。

3 他機関との連携

- (1) 神奈川区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も参加する勉強会（医療情報、介

護保険制度、施設見学等)へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っていきます。

- (2) 当法人の福祉用具センターや神奈川診療所と連携し、「介護者のつどい」の中で講演・講座などを依頼することで、地域での理解を深めていきます。
- (3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- (4) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

4 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行います。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っていきます。
- (3) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化します。

5 他の地域ケアプラザとの連携

- (1) 区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めます。
- (2) 近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。

(4) 合築施設との連携について *市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じができる協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画(令和2年度～6年度)を策定し、以下の基本方針の下、運営を行っています。なお、現在次期中期経営計画(令和7年度～11年度)を策定中です。

<エンゲージメント>

令和6年4月1日

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聴きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

＜基本方針＞

(1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

＜事業所＞

- ① 地域ケアプラザ (■) 21館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (⌚) 5施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (⌚) 13事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (◆) 1事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護
19事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21事業所) と老人ホーム (2事業所) を除く

(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、令和6年4月より「横浜健康経営認証クラスAA」の承認を受けました。



(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。

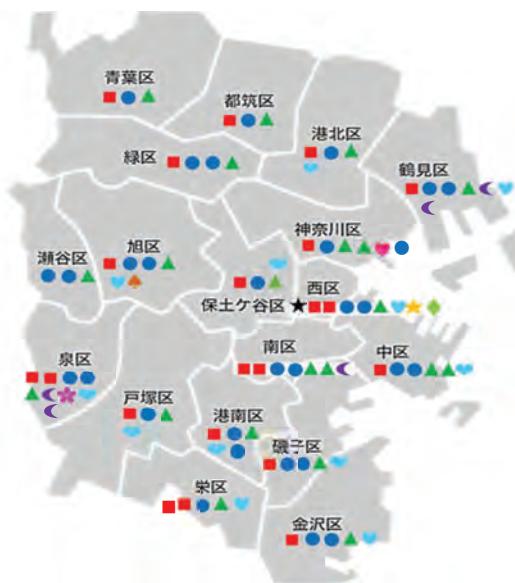
＜業務実績＞

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人として設立され、平成9年1月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和6年12月には設立から40周年を迎えました。これまで40年間にわたり、横浜の地でお客様への質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

＜社会貢献事業＞

(1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

(2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに



介護技術動画の公開 (法人サイトより)

貢献しています。

＜DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進＞

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。

(1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助



プリセプター制度



ノーリフティングケア研修

- イ プリセプターやメンターによる支援
 - ウ キャリアアップを意識した人事異動
 - エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
 - オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善
- (3) 管理職の確保
- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
 - イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
 - ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
 - エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
 - オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

＜研修センター主催研修実績＞

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、

業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、エレベーター・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行ってています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行ってています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

更に感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、観葉植物の育成など緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心し

て、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の事業継続計画（B C P）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に応えるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回の管理職を対象とした徒歩収集訓練や、年に2回全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

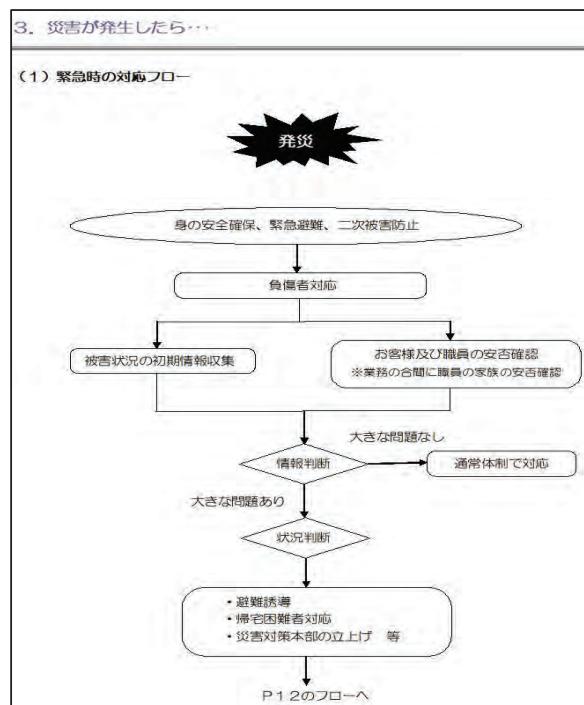
2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

神奈川区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど災害発生時に備えています。



(上)「緊急時の対応フロー」 事業継続計画より

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1 災害への備え

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、全事業所の「事業継続計画（B C P）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

発災時には、神奈川区役所の判断により福祉避難所を開設し、福祉避難所情報共有システムを活用する等、神奈川区役所と連携して避難所機能を整えます。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発時の職員用応急備蓄を独自に行ってています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

2 感染症の発生・まん延への備え

感染症の発生・まん延に備えて、法人の全事業所で「事業継続計画（B C P）」を策定しています。事業継続計画に則り、感染症の発生・まん延時においては、法人全体で状況を把握し、法人で迅速に統一して対応していきます。

事業所における対策として、検討委員会を開催し研修及び訓練を定期的に実施していきます。また、感染症の発生及びまん延時には、区役所と連携を取りながら適切に対応していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年 10 カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

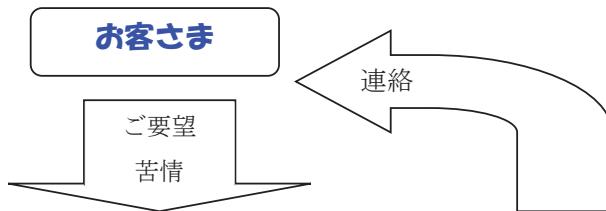
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置 イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開

6) サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



地域ケアプラザ

- ・「ご意見箱」や「お客様相談室」を通して、お客様のご意見を頂く。
- ・苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し、お客様の具体的な要求を直接聴き取る。
- ・経緯、事実確認結果、ご要望、対応内容を文書にまとめる。
- ・改善等について、お客様に公表する。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護規程の策定	ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」を策定 イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
2) 研修	ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもつて個人情報を取り扱うよう周知・徹底
3) 個人情報の取扱	ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の策定と実施	ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」を策定 イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
2) 情報提供	ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。 イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキヤップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

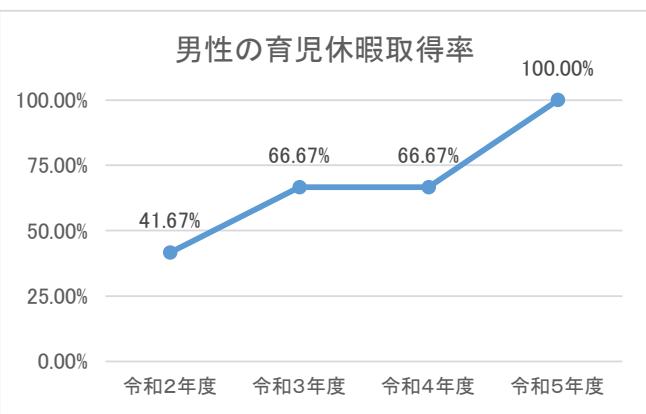
(1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

(2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設稼働率向上のための対策や効率的な施設の貸出方法

- (1) 施設稼働率向上の為、月末から月初めにかけて、ホームページに、2カ月分の空き情報を探し、多くの方に貸室を利用していただけるよう工夫しています。また、館内にも空き情報を掲示し、利用の促進を図っていきます
- (2) 貸室の希望が重なった場合などでも、参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯のご案内などの調整を行い、少しでも多くの方に利用していただけるように工夫します。

2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供を行っています。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫します。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会等でご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年11回発行）を町内で配布することにより、周知を図ります。

す。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを設置、掲示します。

(3) イベントを活用した情報提供

区民まつりや地域ケアプラザのイベント実施等の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行います。

(4) 「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」

リーダーを設置することで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださいました。その後も継続して来所されることで施設の周知にも役立っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、自主事業実施時などの他、地区の社会福祉大会、おまつり、集いの場や防災訓練などに参加し、ブースを出展するなどして広報します。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応します。
- 2 高齢者に限らず、障害、子育てについての相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供します。
- 3 各サービス提供事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をします。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）、所長の6職種（以下「6職種」という）は月に2回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズの抽出し、エビデンスに基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携していきます。
- (2) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設・団体等と協力して広報に努めます。

(3) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。

(4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っています。
- 2 地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員児童委員など地域の関係団体と連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しています。
- 3 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校、学童クラブ等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築します。
- 4 エリア内のケアマネジャー やサービス提供事業所の連絡会を開催し、事業所同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体との連携強化に努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 神奈川区の区政運営方針「笑顔でつながる神奈川区」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。
- 2 神奈川区福祉保健センターとの協議により、第5期神奈川区地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、神奈川区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしています。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として6職種が参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

神奈川区の地域福祉保健計画「かながわ支え愛プラン」を意識して企画検討を行い、計画の推

進に取り組みます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。

また、地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開していきます。
地域ケアプラザエリアの小学校において、個別支援学級に通う児童が多いことから、障害者とそのご家族を対象とした放課後の居場所として「パラダイス&パラダイス NEXT」の事業を展開していきます。
- 2 地域アセスメントに基づき抽出した課題及び地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業化します。自主事業としては地域ニーズの高い、運動系のプログラムを多く展開し、健康増進、介護予防を図っていきます。
- 3 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開を図っていきます。
- 4 ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っていきます。
- 5 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援していきます。
- 6 地域の集いの場などに出向き、担い手への情報発信を行っています。また、集いの場や地区社会福祉大会などで地域ケアプラザで活躍されているボランティア団体に活動していただくなど、地域とボランティア団体とのつながりが持てる機会を設けていきます。



イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1　施設の利用率向上の対策

（1）施設の積極的紹介

- ア 各自治会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザ

を利用されたことがない方々に施設紹介を行います。

イ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。

(2) イベント開催

ア エリア内の企業と連携し事業を展開し、合わせて施設の周知も行います。オルトまつりには継続的に参加し、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行っていきます。

イ 地域住民、神奈川区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。

貸室団体が交流できる機会を提供します。各団体の活動内容を紹介することで団体同士の交流を図ります。また、団体同士で協力してできることがないか等、次の活動につながるよう支援します。

貸室の利用登録団体にはボランティア活動を促し、ボランティアを通して活動の機会を提案しグループ活動を支援します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行います。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人への支援も積極的に行ってています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、また、ボランティアに興味を持ってくださる方が増加するよう取り組みます。

(1) 育成体制

- ア 地域活動交流担当が、ボランティア活動に関する相談、情報提供を一元的に行えるよう、地域ケアプラザでの実務経験や福祉介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置します。
- イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげています。また、地域での活動の場については、神奈川区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行います。
- ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・講座を定期的に開催し、後方支援をしていきます。

(2) 活動環境整備

- ア 日頃の活動に関する感謝と労いを伝えるとともに地域ケアプラザ内外に関わらずボランティア活動情報を提供いたします。活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供していきます。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いや、地域行事への参加など、連携を図りながら、活動の奨励を行います。
- ウ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援します。地域ケアプラザ主催のボランティアに対する講座の中でも「よこはまシニアボランティアポイント登録研修」を実施していきます。

(3) 広報活動

- ア 地域の行事等を利用してのアンケート調査や広報紙等での広報活動、小中高生の実習を積極的に受け入れ、児童の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。
- イ 自主事業終了後、ボランティアグループの自主化を呼びかけ、ボランティア活動の具体的な情報提供や体験を勧めます。
- ウ 当地域ケアプラザのボランティア活動を、神奈川区社会福祉協議会、ケアマネジャー連絡会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知します。

(4) 研修等の実施

- ア 適正なボランティア活動を行っていただくため、「ボランティアの基礎や心構え」等についての講座を開催します。
- イ 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう、地域で様々な特技やノウハウを持っている方を、講師として活動につなげるよう働きかけていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 法人で作成した地域アセスメントシートを用い、6職種や区役所の担当者とも協働しながら、地域情報を共有しています。また必要に応じて、地域福祉保健計画等でも情報を提供、共有します。
- (2) 各職種の担当者会議や研修会などに積極的に参加し、福祉保健に関するさまざまな情報や地域の社会資源などについて、常に最新の情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域においては、各関係機関の会合や各団体の催し、サロンに参加するなど地域の方の声を積極的に聞き、情報収集に努めています。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザを利用されている貸館利用登録団体やご来館される方が閲覧できるよう通年の事業や特別プログラムは、その都度ポスターを作り、館内の見やすい場所に掲示し、周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。地域の会合やサロン参加時、また、各施設に毎月配架しています。
- (3) ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方等にも活用していただけるよう工夫し、多くの方に新子安地域ケアプラザの情報を提供していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各職員が地域行事に出向いた際や各種会議の中で得てきた情報を各町別の地域アセスメントシートに入力し情報を共有します。6職種会議の場でそれぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 地区支援チーム会議や（地区センター等の）地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動の場に出向いて情報収集を行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。
- 3 当地域ケアプラザ内の地域包括支援センター職員・予防プランナーと連携して要支援者のサービス利用状況や相談内容などから地域で暮らしている高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 毎月実施されている地域別グループ会議や各地区の連合会長会、民生委員・児童委員協議会定例会に参加させて頂きながら、地域資源の把握やニーズの把握に努めます。
- 2 職員が地域に出向いて得た情報や地域活動等を通じて得られた情報を月2回行っている6職種会議で共有・検討を行ない、事業所内のみならず各地区の定例会やケアマネジャー・活動団体等の住民と情報共有を図ります。
- 3 企業や人など多様な主体による社会資源を地域との関係性や特性を鑑みながら、地域で求められている「あつたらいいな」の実現に向けて、様々な人や団体・企業等と連携しながら繋げてまいります。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 1 地区概況シート等データを活用しながら、地域に出向いて得られた情報を基に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「あつたらいいな」の実現に向けて住民と共にニーズを共有・協議しながら様々な人や活動団体などと連携しながら地域ニーズの実現を進めていきます。
- 2 高台に位置する高齢化が進んでいる地域では、自治会とNPO法人とのマッチングを行ない移動・買い物支援を実現し、定期的に協議体を開催しながらサービスの継続・発展に努めます。
- 3 介護保険サービスでは補う事が出来ない生活上のちょっととした困り事に対して、地区社会福祉協議会と連携してボランティア団体を立ち上げ、地域住民同士による支え合い活動を行なっていきます。
- 4 地域での活動（インフォーマルサービス）については、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用して、広く住民が情報共有できるよう努めると共に団体活動の継続支援を行なっていきます。



エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 1 地域の会議や集いの場における住民との話し合い、個人ケース等で得られた困りごとや気になる事について、一緒に考え・話し合いながら、地域の社会資源等を活用しながら、つながりを大切に支援しています。

- 2 丘の上にある地域の集いの場において、住民の困り事として日々の買い物が挙げられました。その地域の周辺にはスーパー等の社会資源がなく、「行きも帰りも急な坂があるため重たい物を運ぶのに苦労している」との事で、つながりのあった農家に依頼して野菜の出張販売を行ないました。また、今後、住民からの要望もあり、移動販売もはじめ週2回の生活支援を行っていきます。



(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザは神奈川地区や浦島地区から距離があり、また、徒歩圏内にお住まいでも線路や幹線道路を超えることが負担となっている方もいらっしゃいます。地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに訪問し、対応します。
- 2 区役所や地域の関係者（民生委員・児童委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげます。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域は、東西に細長く、坂も多いエリアもあり、地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう「出張講座」を自治会館等の身近な場所で実施していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小中学校などに向けて講座の開催を働きかけます。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会で周知します。
- 3 「見守りキーホルダー」を、広く地域住民、商店街、警察署、消防署、病院、サービス事業

所などに周知し、認知症の方を地域で見守り、支援する仕組みを作ります。

- 4 認知症初期集中支援チームを活用し、神奈川診療所や区役所、ケアマネジャーと連携していきます。初期集中に限らず、認知症の方の相談に対し、適宜訪問しながら状況確認の上、民生委員・児童委員やケアマネジャーに繋ぎシームレスなケアができるよう努めます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 「振り込め詐欺」「成年後見制度」等については、地域や郵便局等と連携し、様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知していきます。
- 3 神奈川区版のエンディングノートである「ライフデザインノート」の啓発として、終活講座やライフデザインノートの書き方講座を開催していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めます。今後、民生委員・児童委員とケアマネジャーの連携が進むよう顔の見える関係づくりを構築していきます。
- 2 区役所や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供していきます。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したネットワークづくりを進め、ケアマネジャー支援に努めます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議（年2～3回程度）を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、

多職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、郵便局、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所、神奈川区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組みます。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応します。

（1）人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

（2）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

（3）居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

二次予防事業対象者（介護保険で非該当と認定された方や生活機能の低下が心配され、介護が必要となるおそれのある高齢者）と一般高齢者に対して、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で生活を継続できるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行っています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけではなく、普及啓発を取り組んでいきます。

- (1) 地域の食事会や交流会、シニアクラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に二次予防事業対象者の把握に努めます。
- (2) 民生委員・児童委員、シニアクラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する二次予防事業対象者の把握に努めます。

2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会やシニアクラブへ出向き、虚弱高齢者に関する認識を高めます。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催します。
- (3) 区役所、神奈川区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及、啓発を行っていきます。

3 介護予防事業の展開

- (1) 体力測定会をきっかけとし、フレイルのチェックを行うことで、介護予防の基礎知識を学びセルフケアを向上できる事業を実施します。
- (2) 介護予防体操リーダー養成講習会を行い、介護予防の理解を深めるとともに、将来地域のなかで支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター（ボランティア）を育成していきます。

4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターと保健師が連携し、自主グループの立ち上げを支援していきます。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開していきます。

(3) 地区の中心部に設定したサロンの自主化に向けて、支援者も含めた継続的活動ができるよう支援していきます。

(4) 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

- 1 地域福祉保健計画の推進に向け、地区別支援会議の地域支援チームの一員として区役所や神奈川区社会福祉協議会等と連携・協働し、意見交換を行っていきます。
- 2 多職種による個別レベルの地域ケア会議を開催し、専門的な視点から課題の洗い出しや方法を検討します。またそこから見えてくる地域課題の解決に向けて包括レベルの地域ケア会議を開催します。
- 3 地域で開催される会議やサロン、地域行事やインフォーマルサービスへの積極的な参加を通して、またケアマネジヤーやサービス提供事業所との事例検討会、地域ケアプラ協力医との交流会を開催し事業者同士の理解を深めるとともに、地域の状況を共有し、協働して地域を支えるネットワーク作りを行います。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をします。

また、お客様の相談に随時対応できるよう特定事業所として 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）

- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

(2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。
- カ 特定事業所として、主任ケアマネジャーと常勤のケアマネジャー2名を配置し、計画的に研修を実施します。また、24時間連絡体制を確保、週1回の内部会議の開催、地域包括支援センターとの連携強化、困難事例への対応可能な体制づくりを行い、他法人と協働で行う勉強会や事例検討会などを企画し実施します。介護支援専門員実務研修にも協力します。

(4) 指定介護予防支援事業所との連携

地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業者として、新子安地域ケアプラザ地域包括支援センター職員とはもちろん、外部の指定介護予防支援事業所から委託されたお客様についても、適切なケアマネジメントを実施できるよう報告、連絡、相談を密に行いながら支援します。また、インフォーマルサービスを積極的に入れたプラン作成のために情報共有を図り、地域のサロンや事業などを組み込んだ計画の作成に努めます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 *ディありのみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

(1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称を、当地域ケアプラザでは親しみやすい「青空」という呼称でわかりやすく広報をしています。通所介護は「おひさま」という愛称で親しんでいただいている。

(2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるディサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で協会全体のディサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたります。

(3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

看護職員による、自宅での自立生活に結びつく機能訓練を個々にご用意します。

(4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいきます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

2 サービスメニューについて

(1) 法人共通のサービスメニュー

- ア 認知症の方を対象とした機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、またお客様同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- イ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告します。

(2) 当地域ケアプラザ独自のサービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をします。
- イ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂きます。
- ウ 健康麻雀、iPad（麻雀・囲碁棋譜等の脳トレ）等の導入を行い、心身の健康維持を図ります。
- エ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけ

はなく、お客様の嗜好や出身地等を考慮し、メニューや食材選び、味付け等を行い、お客様に楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。また、お客様自身がゼリーや水ようかん等を作り、おやつとして召し上がっていただくことで生活意欲の向上を図ります。

才 全体での機能訓練体操（リハビリ体操・口腔訓練等）に加え、ご自分の好みのレクリエーションや機能訓練を選択できるようにプログラムをご用意することで、意欲的に活動していただいたり、「選ぶ」ことで自立支援につながることを目指します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出します。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出します。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 イ 材料費等をご負担いただくことで、お客様の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施

2 運営費等を低額に抑える工夫

1) 組織的な取組	<p>ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底</p> <p>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制</p> <p>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減</p> <p>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減</p> <p>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上</p>
2) 事務の効率化	<p>ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>
3) 環境への配慮	<p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>
4) 省エネルギー対策	<p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p>

指定管理料提案書
(横浜市新子安地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	12,050,564円	12,135,361円	12,300,398円	12,467,689円	12,637,248円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等		325,149円	325,149円	325,149円	325,149円	325,149円
事業費		自主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	<input type="checkbox"/>	747,343円	757,507円	767,809円	778,251円	788,835円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	<input type="checkbox"/>	4,346,804円	4,405,921円	4,465,841円	4,526,576円	4,588,138円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	18,458,140円	18,709,171円	18,963,615円	19,221,521円	19,482,933円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	<input type="checkbox"/>	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-405,109円	-894,812円	-1,391,186円	-1,894,303円
施設使用料相当額			<input type="checkbox"/>	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				34,626,000円	34,626,000円	34,626,000円	34,626,000円	34,626,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	27,897,745円	28,039,880円	28,421,224円	28,807,752円	29,199,537円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	606,832円	606,832円	606,832円	606,832円	606,832円
事業費		白事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)	□	363,372円	368,314円	373,323円	378,400円	383,546円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等	□	1,407,462円	1,426,603円	1,446,005円	1,465,671円	1,485,604円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	5,122,708円	5,192,377円	5,262,993円	5,334,570円	5,407,120円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-445,119円	-681,006円	-1,157,377円	-1,640,225円	-2,129,639円
合計				35,709,000円	35,709,000円	35,709,000円	35,709,000円	35,709,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
令和8年度	令和9年度			令和10年度	令和11年度	令和12年度		
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	白主事業にかかる経費(材料費、講師謝金等)		□					
事務費	備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費 等		□					
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			-815,945円	-907,605円	-1,000,502円	-1,094,662円	-1,190,104円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
令和8年度	令和9年度			令和10年度	令和11年度	令和12年度		
事業費	一般介護予防事業に係る経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市新子安地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	34,626,000円	34,626,000円	34,626,000円	34,626,000円
		地域包括支援 センター運営事業	35,709,000円	35,709,000円	35,709,000円	35,709,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			76,674,000円	76,674,000円	76,674,000円	76,674,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	14,721,005円	14,921,211円	15,124,139円	15,329,827円
		居宅介護支援事業	27,808,829円	28,187,029円	28,570,373円	28,958,930円
		通所系 サービス事業	143,750,714円	145,705,724円	147,687,322円	149,695,869円
			186,280,548円	188,813,964円	191,381,834円	193,984,626円
	その他収入		0円	0円	0円	0円
			262,954,548円	265,487,964円	268,055,834円	270,658,626円
						273,296,817円
支出	内訳	人件費	168,549,453円	162,460,384円	164,669,845円	166,909,355円
		事業費	13,503,627円	13,191,655円	13,371,062円	13,552,908円
		事務費	33,530,498円	33,986,513円	34,448,729円	34,917,232円
		管理費	33,778,872円	30,183,865円	30,594,365円	31,010,449円
		その他	0円	0円	0円	0円
			249,362,450円	239,822,417円	243,084,001円	246,389,944円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円
	収支		13,592,098円	25,665,547円	24,971,833円	24,268,682円
						23,555,970円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市新子安地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価				
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価				
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	②	基礎単価				
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
臨時 雇用 職員等	③	基礎単価				
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

団体の概要

(令和6年12月27日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目31番地			
設立年月日	平成9年1月14日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（5施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第1号訪問事業 ⑲第1号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	13,235,866,425	13,532,507,859	13,712,032,341
	総支出	13,056,105,675	13,306,223,095	13,433,525,138
	当期収支差額	179,760,750	226,284,764	278,507,203
	次期繰越収支差額	3,308,281,592	3,759,649,724	3,707,066,633

連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】	
特記事項		